令和８年度　第２回　大阪市社会福祉審議会
高齢者福祉専門分科会
会議録

開催日時　　令和８年 10 月 22 日（木）午後２時 00 分～午後４時 00 分

開催場所　　大阪市役所地下１階　第 11 共通会議室

議　　題

１　次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の策定について　・・・・・資料１－１～１－３

報告事項

１　令和７年度各区地域ケア会議から見えてきた課題について　・・・・・資料２

２　介護用品支給事業の保健福祉事業への移行について　・・・・・資料３

３　第９期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について　・・・・・資料４－１～４－２

【資料】

資料１―１　大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（素案）2027（令和９）年度～2029（令和 11）年度

資料１－２　大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（素案）2027（令和９）年度～2029（令和 11）年度における追加・変更箇所

資料１－３　大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（素案）2027（令和９）年度～2029（令和 11）年度 概要版

資料２　令和７年度各区地域ケア会議から見えてきた課題について

資料３　介護用品支給事業の保健福祉事業への移行について

資料４－１　第９期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について

資料４－２　第９期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（自立支援・重度化防止等に係る取組と目標）の進捗状況について

【参考資料】

参考資料１　「大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 保健福祉部会・介護保険部会・認知症施策部会」での委員意見に対する回答

・司会

お待たせいたしました。

ただ今から、「令和８年度 第２回大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課担当係長の吉田でございます。

委員の皆様方には、公私何かとご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、午後４時までの予定として、会議を進めてまいります。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日 Web でご参加されております委員の方々におかれましては、カメラをオンにして、マイク機能は、ご発言時以外はミュートにしていただきますようお願いいたします。

発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただき、指名がございますまでは、マイクの機能をミュートにして、お待ちください。

発言される際は、マイクのミュートを解除していただき、ご発言をお願いいたします。

会場の音声が聞こえないなど、トラブルがございましたら、この「手上げ」機能で、事務局までお知らせいただきますよう、お願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、委員の皆さまのご紹介をさせていただきたいと存じます。

お手元の委員名簿をご覧ください。

まずは本会場でのご参加の委員の方のうち、新たにご就任いただいた委員をご紹介し、のちに、Web 環境にてご参加いただいている委員の皆様を紹介させていただきます。

まずは本会場でのご参加の委員の方のうち、新たにご就任いただいた委員をご紹介し、のちに、Web 環境にてご参加いただいている委員の皆様を紹介させていただきます。

Web 環境にて、ご参加いただいている委員におかれましては、ご本人確認と同時に映像及び音声に問題がないかの確認もさせていただきますので、お名前をお呼びした際に、マイクをオンにして、音声でのお返事をお願いいたします。

＜委員紹介＞

続きまして、本日出席しております、事務局の関係職員を紹介いたします。

＜事務局紹介＞

・司会

なお、その他に、関係課長・関係職員が出席しておりますが、時間の都合により、紹介は割愛させていただきます。

それでは会議の開会にあたりまして、福祉局長の向井よりご挨拶を申しあげます。

・向井福祉局長

皆様こんにちは、福祉局長の向井でございます。

令和８年度第２回大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本会議にご出席賜りましたこと、また、平素より本市高齢者施策の推進にご理解・ご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

本市では、地域で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境の実現に向け、令和９年度からの３年間を計画期間とする「大阪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の策定に取り組んでおります。

これまで、保健福祉部会、介護保険部会、認知症施策部会の３部会において、身寄りがいない高齢者等への支援、人材の確保、認知症施策の推進など、幅広い論点について審議を重ねてまいりました。本日は、それらの議論を踏まえ、分科会として計画案を整理し、年末以降のパブリックコメントに向けた案を取りまとめる重要な会議となります。

この後、各部会での意見をもとに、事務局で作成した現時点の案をご説明いたします。

併せて、地域ケア会議から見えてきた課題の計画への反映状況や、介護用品支給事業に係る国の交付金廃止が想定される場合の対応並びに第９期計画の進捗状況についても、ご報告いたします。

限られた時間でございますが、計画案の完成に向け、ご意見を頂戴できますようお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

・司会

向井局長ありがとうございました。

なお、福祉局長の向井につきましては、公務の都合上、ここで退席させていただきます。

次に、お手元の次第に記載の資料を配付させていただいておりますので、不足などがございましたら、事務局までお申し出下さい。

Web 環境にて、ご出席の委員におかれましては、事前にお送りしております資料をご確認いただきますよう、お願いいたします。

本日は、高齢者福祉専門分科会委員総数の半数を超える皆様にご出席いただいており、大阪市社会福祉審議会条例施行規則第５条第５項により、分科会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の会議につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき公開審議となっております。

後日、議事要旨とともに議事録を作成し、ホームページにて公開する予定でございます。

なお、個人または法人に関する情報などを審議する場合には、各部会長にお諮りし、非公開とする場合もございますので、よろしくお願いいたします。

また、記録作成の関係上、事務局にて録音及びWeb 画面の録画をさせていただいております。

それでは、これより本日の議事に移らせていただきますが、会場でご発言をいただきます際には、事務局がマイクをお持ちいたしますので、マイクをご使用いただきますとともに、Web参加の方にも分かりやすくなるよう、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。

以降の進行につきましては、岡田分科会長にお願いしてまいりたいと存じます。

岡田分科会長、よろしくお願いいたします。

・岡田分科会長

ただいまご紹介いただきました岡田でございます。

委員の皆様のご協力をいただいて充実した審議ができますよう尽力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題１「次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

・近藤高齢福祉課長

議題１「次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の策定について」のうち、第１章から第５章、第９章について、資料１―１～資料１－３に基づき説明。

・岡田分科会長

ありがとうございました。

それでは、議題１「次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の策定について」のうち第１章から第５章、第９章につきまして、ご意見・ご質問をいただけますでしょうか。

はい。どうぞ。

・太田委員

大阪市医師会連合会の太田です。独居高齢者が多いことは理解しました。そうした方々の「行き場所」の提供を積極的に進めていくというお話でしたが、かつて老人福祉センターでは、入浴設備やプール、ゲーム等に加え、医療相談の機会もあったと記憶しています。近年、そうした機能は縮小しているように感じます。一方で、現在は仲間づくりや趣味の会、文化

的活動の場へとシフトしている印象がありますが、当時は、独居の高齢者等が意図的に足を運べる場として機能していた面もあったと思います。これらの機能を、何らかの形で改めて位置づけ、充実させることは考えられないでしょうか。

・岡田分科会長

はい。それでは、事務局よろしくお願いします。

・近藤高齢福祉課長

はい、ご意見ありがとうございます。

高齢福祉課長の近藤でございます。

ご指摘の老人福祉センターにつきましては、資料１－１の 94 ページに、利用者数及び設置数を記載しております。かつては入浴設備等を備えていた施設もございましたが、現在は「高齢者の生きがいづくり」「社会参加促進の拠点施設」として位置づけ、引き続き市内 24 区に 26 か所設置しております。具体的には、レクリエーションの機会の提供、各種相談、講座の実施等を行っており、今後も引き続き、こうした取組を推進してまいります。

・太田委員

はい、理解しました。ただ、設置数が増えていない点は残念に感じております。引き続き、よろしくお願いいたします。

・岡田分科会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

無いようでしたら、ウェブの委員の皆様方で何かございますでしょうか。

他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

ご質問がないようですので、この案件につきましては、これで終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、「第６章　認知症施策の推進」について、事務局から説明をお願いします。

・高橋認知症施策担当課長

議題１「次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の策定について」のうち、「第６章　認知症施策の推進」について、資料１－１～１－３に基づき説明。

・岡田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問をいただけますでしょ

うか。
ご意見がないようでしたら、この案件につきましては、これで終了とさせていただきます。
ありがとうございました。
それでは、続きまして、「第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標（案）」「第８章　介護給付に係る費用の見込み等（案）」について、事務局から説明をお願いします。

・松前介護保険課長
議題１「次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の策定について」のうち、「第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標（案）」「第８章　介護給付に係る費用の見込み等（案）」について、資料１－１～１－３に基づき説明。

・岡田分科会長
ありがとうございました。
それでは、議題１「次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」の策定について」のうち「第７章　施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組と目標（案）」「第８章　介護給付に係る費用の見込み等（案）」につきまして、ご意見・ご質問をいただけますでしょうか。
はい。では、永岡委員お願いいたします。

・永岡委員
今回の計画全体に関わる点として、身寄りがない高齢者等への相談支援機能の強化について意見します。相談支援は認知症ケアの項目にも記載があり、それらも含めて理解できる一方、社会福祉法改正により、特に死後事務委任等、具体的に頼れる人がいない場合の課題がより顕在化していると感じています。単身高齢世帯の増加に伴い、こうした相談ニーズは今後さらに高まると考えられます。また、民間事業者も含め、関連する事業が第２種社会福祉事業として広がっていく中で、新たな課題にどう対応するかを本計画の中でも明確にしておく必要があるのではないでしょうか。５ページの経過や、複数箇所で一定の記載はあるものの、今回の改正で論点となっている点への言及がやや薄い印象があり、記載の補強が必要と考えます。

・岡田分科会長
はい。それでは、事務局よろしくお願いします。

・近藤高齢福祉課長

はい、ご意見ありがとうございます。

高齢福祉課長の近藤でございます。

ご指摘の「頼れる身寄りがいない高齢者等」への支援につきましては、本計画において「一人暮らし高齢者への支援」の項目を設けております。資料１－１（素案）では 60～61 ページに該当し、61 ページでは、今後も一人暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、頼れる身寄りがいない高齢者の増加も想定される旨を記載しております。また、続く段落で、令和８年の社会福祉法等の一部改正により、地域包括支援センターや生活困窮者支援の窓口など、既存の支援体制において相談支援を行うことが明確化され、支援機能の強化が図られたという現状認識を示しております。さらに、62 ページでは、法改正を踏まえ、身寄りがいないこと等により日常生活または社会生活を営む上で支障がある方に対して取組を進めていく旨を記載しております。制度の具体的な構築や、何を実施していくのかといった点については、今後検討を進める必要があるため、現時点では一定の方向性と取組の枠組みを示しているところですが、62 ページの記載内容も踏まえ、具体的な取組については今後進めてまいります。

・岡田分科会長

ありがとうございました。永岡委員いかがでしょうか。

・永岡委員

今後、令和 10 年から本格実施となることを踏まえると、これからの動きが計画の中にもう少し反映できればと考えております。また、関連事業が第 2 種社会福祉事業として広がっていく中で、事業者の取組に対する規制や監督、相談体制の整備などにより、高齢者の利用者が不利益を被らない仕組みについても、計画の中で検討していく旨がどこかに記載されると望ましいと考えます。ご検討をお願いできればと思います。

・岡田分科会長

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

・田中委員

田中です。いつもありがとうございます。

法改正に関連して意見します。分譲マンションには区分所有法があり、今回、いわゆる「二つの老い」（建物の老朽化と居住者の高齢化）に対応する趣旨で大きな改正がありました。私のもとにも、区分所有マンションで一人暮らしの居住者が亡くなったものの、相続人が不明で、管理組合としてどう対応すべきか分からない、といった相談が寄せられています。相

続財産清算制度など既存制度の活用も考えられますが、賃貸住宅と異なり、所有権が関係するため対応が難しく、空き住戸問題の解消も進みにくい実態があります。また、管理組合の役員自体が高齢化し、対応を担う人がいないという課題もあります。固定資産税の滞納が生じている場合、税務部門での対応を通じて相続人探索等につながり得るのではないかとも考えておりますが、実際にどのように対応されているか把握できていません。こうしたことから、高齢者の住まい・生活支援について、区分所有マンションに居住する独居高齢者も視野に入れ、市の高齢分野担当部局と、住宅部局、税務部局等が連携しながら支援体制を構築していただきたいと考えます。可能であれば、その方向性を本計画に簡潔にでも記載いただければありがたいです。

・岡田分科会長

はい。それでは、これについて何かコメントございますか。

・近藤高齢福祉課長

はい、ご意見ありがとうございます。

高齢福祉課長の近藤でございます。

いただいたご意見につきましては、住宅関係部署である都市整備局等とも連携しながら対応を検討する必要があると認識しております。市として何ができるか、また計画の中で記載できることがあるかも含め、関係部署と相談のうえ検討してまいります。

・田中委員

今後の課題として、例えば、区分所有マンションの管理組合に対するアンケート調査なども、どこかの時点で実施していただけるとありがたいと思います。ご検討をお願いします。以上です。

・岡田分科会長

ご意見として承らせていただきます。ありがとうございました。

私としても本件は大変重要な課題と認識しております。身寄りのないひとり暮らしについては、特に後期高齢者となった場合の生活支援、認知症がある場合の対応、身元引受の確保、死亡後の対応など、複数の論点があります。これらを整理したうえで、どの部局がどの課題を担当し、相談を受け付け、解決につなげるのかを明確にしておく必要があると考えます。　今回は現状の記載で進めることを認めますが、実際に事案が発生した際に対応が困難とならないよう、より踏み込んだ施策の検討が必要です。また、推計ではひとり暮らしの方のうち一定割合（10～20%程度）が身寄りのない方ではないかとも言われており、ひとり暮らしが多い大阪市では相当数に上る可能性があります。事案が顕在化してからでは対応が遅れるため、計画を進める中で具体的な施策を検討いただく方向でお願いしたいと思い

ます。
他にいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。はい、ではなければ、この案件につきましては、終了とさせていただきます。
引き続きまして、報告事項１の「令和７年度各区地域ケア会議から見えてきた課題について」について、事務局から説明をお願いします。

・小野澤地域包括ケア推進課長
報告事項１「令和７年度各区地域ケア会議から見えてきた課題について」について事務局から資料２に基づき説明。

・岡田分科会長
ありがとうございました。
それでは、報告事項１の「令和７年度各区地域ケア会議から見えてきた課題について」につきまして、ご意見・ご質問をいただけますでしょうか。
はい、どうぞ。

・田中委員
すみません、田中です。
成年後見制度について、確認させてください。市長申立ての件数は、現在どの程度でしょうか。また、法定後見の申立ては、家庭裁判所へ申し立ててから決定まで平均で約４か月程度かかる状況であり、申立書類作成の前段階で戸籍調査等も必要になります。こうした状況を踏まえ、大阪家庭裁判所、特に窓口となる書記官の方々との意見交換等、連携強化の取組は行っているのでしょうか。以上、２点お伺いします。

・岡田分科会長
はい。それでは、事務局お願いいたします。

・土山相談支援担当課長
ご質問ありがとうございます。
地域福祉課相談支援担当課長の土山と申します。
まず、市長申立ての件数についてですが、計画素案の 72 ページに記載しておりますとおり、令和７年度は 217 件となっております。また、令和６年は 197 件で、概ね毎年 200 件前後で推移しております（年度により増減があります）。 次に、家庭裁判所との連携についてですが、大阪市では権利擁護支援に係る地域連携ネットワークを構築しており、地域連携ネットワーク協議会の「利用促進部会」（２か月に１回開催）において、家庭裁判所の裁判官・

書記官にもご参加いただいております。加えて、意思決定支援等に関する協議の場への参加や、関係機関の会議への相互参加等を通じて、顔の見える関係づくりを進めております。今後も制度の動き等を踏まえ、引き続き連携を深めてまいります。

・岡田分科会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

・田中委員

市長申立ては全国的にも割合が高く、約 25%、全体の４分の１程度を占めると言われています。今後さらに増加していくことも見込まれ、四親等内の親族による申立てよりも多くなっている状況ですので、行政としてしっかり対応いただきたいと思います。　あわせて、先ほどの部会には「三士会」も参加していますか。弁護士会、司法書士会、社会福祉士会は入っているのでしょうか。

・土山相談支援担当課長

地域福祉課相談支援担当課長の土山です。

はい。利用促進部会等には、三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）の先生方にもご参画いただいております。

・田中委員

よろしくお願いいたします。

・岡田分科会長

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

・濱田委員

介護支援専門員協会の濱田です。

遅れてまいりました。失礼いたします。

先ほどの金銭管理の議論にも関連し、分科会長からもひとり暮らしの増加についてご指摘がありました。法改正により、いわゆる「頼れる身寄りがない方」への支援事業は今後進んでいくと考えております。その中で、高齢者終身サポート事業者が増えてきており、当協会にも複数の事業者が来訪される状況です。一方で、初期費用が一定程度必要となる場合もあり、利用のハードルがあると感じています。 国レベル・市レベルでの対応には限界があるかもしれませんが、例えば、市内で活用可能な終身サポート事業者の一覧（費用等を含む）

を整理するなど、社会資源として活用しやすくなる取組があると、当事者・支援者双方にとって有用ではないかと考えます。介護保険外サービスとして、今後の活用も見据えた情報提供のあり方について、ご検討いただければと思います。以上、意見です。

・岡田分科会長

ありがとうございました。ご意見として承らせていただきます。

他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

では無いようでしたら、この案件につきましては、これで終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは続きまして、報告事項２「介護用品支給事業の保健福祉事業への移行について」について、事務局から説明をお願いします。

・松前介護保険課長

報告事項２「介護用品支給事業の保健福祉事業への移行について」について事務局から資料３に基づき説明。

・岡田分科会長

ありがとうございました。

それでは、報告事項２の「介護用品支給事業の保健福祉事業への移行について」につきまして、ご意見・ご質問をいただけますでしょうか。

・中山委員

公募委員の中山です。

専門知識がなく的外れな質問でしたら申し訳ないのですが、１点お伺いします。今回、事業を継続するために会計上の予算費目を変更する、という趣旨だと理解しています。事業の必要性や継続については理解しておりますが、受給対象者の所得制限等も含め、共助だけでなく公助の考え方も一定加味されるべきではないかと感じています。例えば、現在は介護保険（第１号保険料）で賄われている負担が、仮に全額が一般財源（公費）負担となるような整理になる場合、市としての負担のあり方も含め、補助金・助成等を加味しながら制度の持続性を検討することは可能なのでしょうか。制度的に難しいのかどうかも含めて教えていただければありがたいです。施設から地域へという方向性の中で、今後も給付ニーズが増える可能性があると思います。一方で、保健福祉事業として整理すると、今後さまざまな要望が寄せられることも想定されます。大阪市独自として助成を行う方向性をお考えか、またそれが可能かについてお聞かせください。以上です。

・岡田分科会長

はい。それでは、事務局お願いいたします。

・小野澤地域包括ケア推進課長

地域包括ケア推進課長の小野澤です。

ご意見、ありがとうございます。

事業費の拡大や、市として新たに上乗せして助成するといった点については、現時点でこの場で明確にお答えすることは難しい状況です。一方で、ご指摘のとおり、本事業は支給対象者や介護用品の品目を拡充してきた経過があり、他都市と比べても取扱品目が多い事業となっています。また、物価高騰の影響により、おむつ代等の価格が上昇している状況もあります。今回の整理は、あくまで事業を継続するために保健福祉事業へ移行する旨をご報告したものですが、今後、現行の内容が現在のニーズに合致しているか等も含め、事業全体の見直しが必要と考えております。具体的な方向性については、内容を精査のうえ検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

・岡田分科会長

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

では特段無いようでしたら、この案件につきましては、これで終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは続きまして、報告事項３「第９期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

・近藤高齢福祉課長

報告事項３「第９期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について」事務局から資料４－１～４－２に基づき説明。

・岡田分科会長

ありがとうございました。

それでは、報告事項３の「第９期大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について」、ご意見・ご質問をいただけますでしょうか。

はい、どうぞ。

・櫛田委員

委員の構成についてですが、認知症の当事者の方が参画されていない状態で審議会が開催されていることは、本人の意思を尊重するという観点、いわゆる「私のことは私のいないところで決めない」という考え方から逸脱しているのではないかと感じております。委員選

定には難しい点もあるかと存じますが、次回に向けてご検討いただけますとありがたく存じます。

・岡田分科会長

この点、続きまして、事務局説明お願いいたします。

・高橋認知症施策担当課長

認知症政策担当課長の高橋です。

認知症施策部会においては、認知症の当事者ご本人にご参加いただき、ご意見を踏まえて計画の策定を進めております。認知症施策部会では当事者の方、７名ご参加いただき、ご意見を伺う機会を設けました。

・櫛田委員

今後、可能であれば当事者代表の方にお一人、委員として正式に参画いただくことも重要であると考えております。

・岡田分科会長

本件につきましては、事務局と私とで改めて協議し、認知症施策部会の委員として当事者の方に参画いただくかどうか、ご家族の方の参画も含めて検討したうえで、最終的に結論を整理したいと考えております。検討のため、少しお時間をいただければと思います。

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問等はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

・新田委員

単身高齢者の割合が、これまで 45%と認識していたところ、51.8%となっている点に大変驚きました。お願いとして２点ございます。１点目は、123～124 ページに記載の「福祉人材の確保」についてです。現状の記載では、123 ページでは「福祉人材は大阪府の取組」との位置付け、124 ページでは「研修情報センターを中心に進める」といった趣旨になっております。しかし、福祉人材の確保は大阪市としての独自の重要課題であり、研修情報センターは研修や定着支援の役割は担うものの、「確保」そのものまで十分に担えているとは言い難いと考えます。大阪市として主体性を持って取り組む旨を、もう少し明確に書き込んでいただきたいと思います。２点目は、単身高齢者が 51.8%と高い状況の中で、今後認知症高齢者の増加も見込まれることから、権利擁護の観点（成年後見制度、意思決定支援等）をより強化すべきという点です。あわせて、民間事業者による支援が、場合によっては貧困ビジネスにつながり得る懸念もあると考えております。来年４月以降、第２種社会福祉事業を

どの主体が担うのか、また民間が参入・実施する場合に、貧困ビジネスの防止に向けた通報・相談体制等を大阪市としてどのように構築・運用していくのか、といった点についても、可能であれば計画に盛り込む方向でご検討いただければと思います。以上、２点お願い申し上げます。

・岡田分科会長

本件につきましても、事務局と私とで改めて協議し、最終的な具体的方向性を整理できればと考えております。次回以降の本会議において、もう少しご報告できればと思います。

ありがとうございました。

他にいかがでしょう。

はいどうぞ。

・森委員

本日はありがとうございました。質問や意見ではなく、回答は不要ですが、希望を申し述べます。187 ページの記載に関連して、９月に東京都の施設を行政視察し、認知症研究が大変進展していることを実感しました。認知症の原因となるタンパク質が概ね特定されつつあり、そのタンパク質の形態によって症状も一定程度推定できる段階まで来ているとのことでした。また、当該タンパク質が増えることで認知症が進行することも分かってきている一方で、進行を止める方法はまだ確立していないとも伺いました。もし進行抑制の方法や薬剤が開発されれば、ノーベル賞級の研究だと感じました。計画案には「大阪健康長寿医科学センターとの連携」とありますが、ぜひこのような先端研究機関との連携をより一層進め、大阪市としても連携強化に取り組んでいただきたいと考えております。以上です。

・岡田分科会長

はい、ありがとうございます。

非常に貴重なご意見です。私も大阪公立大学の教員の立場から一言申し上げます。当該研究所には優れた研究者を招聘し、所長には著名な樋口先生をお迎えしており、先端的かつ国際的な研究を推進してまいります。ご理解いただければありがたく存じます。

それでは、本日の内容を含め、委員の皆様や事務局から何かございますでしょうか。

特に(他に)ないようでしたら、本日予定しておりました案件はすべて終了となります。

委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、事務局へ進行役をお返しします。

・司会

岡田会長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中、また長時間にわたりご審議くださり、

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の高齢者福祉専門分科会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。